

お知らせ

広報かしわざきは、無料スマホアプリ「マチイロ」でも読むことができます。



制度・くらし

文化会館アルフォーレの使用料を改定します

▼内容：平成27（2015）年2月に策定した「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、文化会館アルフォーレの使用料を4月1日から改定します。詳細は、文化会館アルフォーレホームページをご覧ください。または文化・生涯学習課へお問い合わせください。



文化・生涯学習課

☎ 20・7500

FAX 22・2637

アクアパーク

50メートルプールがオープン

▼とき：3月27日(日)

▼時間

●月～金曜（火曜休館） 11時～午後2時～8時

●土曜 11時～午後8時

●日曜、祝日 11時～午後6時

文化会館アルフォーレ

☎ 22・5555

FAX 22・0766

軽自動車税（種別割）の減免・免除申請を受け付けます

▼対象：身体障がい者、精神障がい者、介護者運転、構造変更車両、公益専用車両、電気自動車

◆受付期間：4月1日(金)～5月24日(火)

◆申請方法：車検証、運転免許証の他、次の物を持って市役所

2階税務課へ。

▼身体障がい者本人運転：身体障害者手帳（等級により審査）

※前年度に減免を受けていて、等級などに変更がない場合は、申請不要です。

▼障がい者の家族運転：身体障害者手帳または療育手帳（A）、同一生計証明書、通院・通学など利用状況を証明する書類

※継続する場合も、再度の申請が必要です。

※同一生計証明書・常時介護証明書は、市役所1階福祉課で申請してください。

▼構造変更車両（身体障がい者のための車体形状）：車いす自

マチイロ
ダウンロードはこちら

▲iOS
▲Android

動車などと分かる写真、身体障害者手帳

▼公益専用車両（社会福祉法人などの所有）：定款、規約または寄附行為などの書類の写し

※前年度に減免を受けている場合、申請は不要です。

▼電気軽自動車：4月上旬に対象者に案内を送付します。

◆注意：減免適用中の方で、車両や所有者、障害者手帳などの等級に変更があった場合は必ず届け出が必要です。

国税務課
☎ 21・2250
FAX 22・5903

お互いさま活動の補助金説明会

▼内容：高齢者などの生活支援を行う団体への補助金説明会

▼とき：4月12日(火)の午前10時～11時30分

▼ところ：市役所1階多目的室

▼対象：訪問による家事援助などの支援または定期的な通いの場を提供する営利を目的としない団体（町内会、NPO団体など）

▼補助金額：訪問型は年40万円を上限、通所型は実施回数に応じて、年24～120万円を上限

▼申し込み：4月7日(休)まで



市HP
立地適正化計画

☎ 21・2298

FAX 23・5116

市HP

☎ 21・2298

FAX 23・5116

4月1日から

立地適正化計画に基づく

届け出制度が始まります

▼内容：都市機能誘導区域外に、誘導施設（医療・福祉・商業などの都市機能を持つ施設）を新築・改築するときや、居住誘導区域外に、一定規模以上の住宅を開発・建築するときは、着手する30日前までに、市への届け出が必要です。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

市HP

☎ 21・2298

FAX 23・5116

※特に記載のないものは、申し込み不要、料金無料です。
 ※令和4(2022)年度の事業募集などは、予算成立を前提に記載しています。
 ※イベントなどに参加される方は「新しい生活様式」を実践し、感染防止に取り組みましょう。

税の無料相談会

▼内容：税の困りごとを市内の税理士に、無料・秘密厳守で相談できます。

▼とき：4～12月の毎月第1・3木曜の午前10時～正午
 ※祝日を除く。

▼ところ：関東信越税理士会柏崎支部事務局(栄町4-19)

▼申し込み：前日までに電話で、関東信越税理士会柏崎支部事務局へ。

▼関東信越税理士会柏崎支部事務局(祝日を除く月～金曜の午前9時～正午)
 ☎32・2004
 FAX32・2014

借金・滞納、その請求に困ったら司法書士へ

▼内容：借金・奨学金・銀行カードローン・滞納家賃などの請求、裁判を起こされた、などの困りごとを電話で相談できます。

▼とき：3月31日(休)までの午前10時～正午、午後1時～4時
 ※土・日曜、祝日を除く。

▼相談電話番号：☎025・240・7974
 岡新潟県司法書士会事務局
 ☎025・244・5121
 FAX025・244・5122

4月に狂犬病の予防注射を受けさせてください

▼対象：生後3カ月以上の健康な犬

▼料金：3250円、初めての場合は6250円(登録料込み)

▼持ち物：案内はがき
 ※初めての場合、案内はがきは届きません。会場で登録し、注射を受けさせていただきます。

▼注意
 ●市外の会場では受けさせられません
 ●飼い犬が死んだ場合や、飼い主の住所・氏名などに変更があった場合は連絡してください
 ●当日は注射しやすいように、犬には胴輪ではなく、首輪を付けてきてください

☎21・2200
 FAX21・2528
 岡市民課



▼4月の狂犬病予防注射日程・会場一覧表(五十音順)

ところ	日	時間	ところ	日	時間
上輪会館	13(水)	10:45~10:55	上条コミセン	20(水)	9:30~10:00
朝日が丘集会場	15(金)	10:30~11:00	杉平集落センター	19(火)	10:40~10:50
荒浜コミセン	14(木)	14:30~14:50	高田コミセン	11(月)	13:30~14:15
茨目集会所	15(金)	9:30~10:10	高浜コミセン	12(火)	10:40~10:50
旧鶴川コミセン	20(水)	11:00~11:10	田尻コミセン	19(火)	13:30~14:30
青海川集落開発センター	18(月)	10:50~11:00	中鯖石コミセン	21(木)	9:30~10:00
大沢集落集会所	21(木)	10:45~10:55	中通コミセン	14(木)	10:40~11:00
大洲コミセン	18(月)	9:30~10:00	西中通コミセン	14(木)	13:30~14:15
笠島ふれあいセンター	13(水)	10:20~10:35	西中通東部集会場	14(木)	9:30~10:00
かしわざき市民活動センターまちから	13(水)	9:30~10:00	野田コミセン	20(水)	10:30~10:50
上米山コミセン	18(月)	10:30~10:40	半田コミセン	12(火)	13:30~14:30
北鯖石コミセン	20(水)	13:30~14:00	比角コミセン	11(月)	9:30~10:30
北条コミセン	19(火)	10:10~10:25	枇杷島コミセン	21(木)	13:30~14:15
北園町集会所	15(金)	13:30~14:00	別俣コミセン	20(水)	10:10~10:20
鯨波町内会館	15(金)	14:20~14:50	松波コミセン	12(火)	9:30~10:10
剣野コミセン	13(水)	13:30~14:30	南鯖石コミセン	21(木)	10:15~10:30
JA柏崎 旧北条支店	19(火)	9:30~10:00	安田町公民館	20(水)	14:20~14:50
市役所(車庫棟)	18(月)	13:20~14:30	矢田集落開発センター	14(木)	10:15~10:30
市役所(車庫棟)	27(水)	13:20~14:30	米山コミセン	13(水)	11:05~11:15

西山地区

ところ	日	時間
石地コミセン	22(金)	10:20~10:30
大津集落センター	22(金)	10:40~10:50
坂田事務所 (坂田集落開発センター)	22(金)	11:35~11:50
南部コミセン	22(金)	13:00~13:20
西山公会堂	22(金)	13:30~13:50
西山総合体育館	22(金)	9:40~10:00
西山町いきいき館(駐車場)	22(金)	14:00~14:20
別山コミセン	22(金)	11:00~11:20

高柳地区

ところ	日	時間
漆島集落センター	25(月)	10:20~10:30
岡田センター	25(月)	13:40~13:55
門出公民館	25(月)	10:00~10:10
塩込集落センター	25(月)	13:20~13:30
高尾地域農業振興センター	25(月)	10:40~10:50
高柳町事務所(駐車場)	25(月)	14:05~14:25
坪野集落センター	25(月)	11:00~11:10
栃ヶ原交流促進センター	25(月)	11:25~11:35

制度・くらし

募集

市民かわら版

子育て

健康

講座・教室

イベント

**固定資産の
縦覧・閲覧ができます**

▼縦覧期間：4月1日(金)～5月2日(月)の月～金曜の午前8時30分～午後5時15分
※税務課は、月曜の午前8時30分～午後7時、土曜の午前8時30分～正午も縦覧できます。

※日曜、祝日は不可。

▼ところ

●市全域の縦覧Ⅱ市役所2階税務課

●高柳・西山地区内のみ縦覧Ⅱ高柳町事務所・西山町事務所

▼持ち物：運転免許証など本人確認ができる物と、次の物が必要です。

- 法人・町内会は代表者印など
- 法人で納税義務者が本社の場合は、本社の代表者印
- 代理人は委任状(納税義務者と同一世帯の方は不要)
- 相続人は、相続関係が証明できる戸籍など
- 借地・借家人は、その事実が証明できる契約書などと、賃借料の支払証明書(閲覧の場合)

▼不服の申し立て…固定資産の価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に、固定資産評価

審査委員会(監査委員事務局内)に審査の申し出をすることができます。価格以外で不服がある場合は、同期間内に行政不服審査法に基づき、市長に対して文書で審査請求をすることができます。

		方法	対象(資格)
縦覧	縦覧	希望する町内の縦覧帳簿を所定の場所で閲覧 ※納税されている固定資産と同種類のもののみ縦覧可。コピー不可。	次のいずれかに当てはまる方 ●市に固定資産税を納めている ●納税者から委任を受けている
	閲覧	納税義務者の固定資産課税台帳の写しを交付 ※借地・借家人の場合は、借りている土地・家屋について交付。 納税義務者の償却資産課税台帳と種類別明細書の写しを交付	次のいずれかに当てはまる方 ●納税義務者 ●納税管理人・納税通知書の送付先に指定されている ●納税義務者から委任を受けている ●土地や家屋の借地・借家人で賃借料を支払っている

国税務課

☎21・2250
FAX 22・5903

アトム情報

閩防災・原子力課
☎21・2323
FAX 21・5980

**UPZでも安定ヨウ素剤を
事前に受け取れます**

県は、原子力災害に備えて原子力発電所からおおむね5km圏内のPAZにお住まいの方に、安定ヨウ素剤の事前配布を行っています。

令和4(2022)年度から、おおむね5～30km圏内のUPZにお住まいの方に対しても、事前配布を行います。これは、近年頻発する記録的豪雪などの地域事情を考慮したことによるものです。

- ▼配布時期…令和4(2022)年度
- ※具体的な配布スケジュールは決定次第、お知らせします。
- ▼配布対象…UPZにお住まいで、
- 40歳未満の方
- 40歳以上の妊婦・授乳婦・

妊娠希望のある女性

●40歳以上で安定ヨウ素剤の受け取りを希望する方

▼受け取り方法

対象のうち、40歳未満の方に県から配布案内が届く

案内を確認

(受け取り方法は次の3通り)

- ① 郵送で受け取り
※スマートフォンや申請用紙などで申請できます。
- ② 薬局で受け取り
※受け取りできる薬局は、県ホームページで確認できます。
- ③ 事前配布説明会で受け取り
※日時は後日お知らせします。

▼服用効果

年齢が低いほど甲状腺が放射性ヨウ素を取り込みやすいなどの理由から、小児・若年者は成人と比較して甲状腺がん発症リスクが高くなります。したがって、妊婦・授乳婦・未成年者(乳幼児を含む)は、安定ヨウ素剤の服用効果が大きく、優先的に服用すべきとされています。

一方、原子力規制庁作成の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」では、40歳以上の方は安定ヨウ素剤を服用する必要性は低いとされています。なお、40歳以上であつても妊婦・授乳婦は、胎児・乳児に対する安定ヨウ素剤の服用効果が大きいことから、服用を優先すべき対象者です。

▼40歳以上で受け取りを希望する方…県感染症対策・薬務課
☎025・280・5187
へお問い合わせください。
※安定ヨウ素剤の配布は無料。

詳細は、FMピッカラ「ピッカララジオ講座」教えて原子力防災で放送！
▼放送日…毎月第2木曜の午後6時(再放送は第4月曜の午後1時30分)



※特に記載のないものは、申し込み不要、料金無料です。
※令和4（2022）年度の事業募集などは、予算成立を前提に記載しています。
※イベントなどに参加される方は「新しい生活様式」を実践し、感染防止に取り組みましょう。

汚泥コンポスト（肥料）を販売します

▼内容：葉物野菜や草花などに効果的な肥料です。

▼販売価格：1袋（10キログラム）100円

▼販売数：1世帯10袋まで（先着）

▼申し込み：4月6日㈫の午前9時～正午に、電話で自然環境浄化センターへ。

▼注意

●販売は市内在住の方のみ
●ファクスでの申し込みはできません

▼引き渡し：4月13日㈫の午前9時～正午に、自然環境浄化センター（安政町1-36）で行います。



自然環境浄化センター

☎24・4321
☎24・4493

ごみの不法投棄は犯罪です

▼注意：ごみや不用品を投棄すると、罰金や懲役などの対象になります。個人の場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその併科となります。

▼不法投棄の発見、投棄者を見掛けたり：環境課へご連絡ください。不法投棄の回収や再発防止策を行います。

▼地域で環境美化を：地域でポイ捨てごみを回収するなど、環境美化にご協力ください。土地を所有している方は、不法投棄されないよう、雑草や物の散乱に注意し、定期的に管理してください。

環境課

☎23・5170
☎24・4196

無許可の回収業者を利用するのはやめましょう

▼注意：街中を巡回したり、チラシを配ったりして、廃家電や粗大ごみなどを回収する事業者の中には、無許可の回収事業者がいます。無許可の回収業者に引き渡すと、不法投棄や不適正処理、高額な処理料金を請求されるなど、トラブルになるこ

とがあります。

▼家庭の廃棄物を回収できる事業者：市の「一般廃棄物収集運搬業許可（事業系を除く）」を持つ事業者です。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

※「産業廃棄物処理業許可」や「古物商許可」で家庭の廃棄物を回収することは違法です。

環境課

☎23・5170
☎24・4196

野焼きやたばこの投げ捨てはやめましょう！

▼注意：春先は特に空気が乾燥し、毎年、林野火災・枯草火災が多く発生しています。原因の多くは、野焼きやたばこの投げ捨てによるものです。建物などへ燃え移った事例もあり大変危険です。林野火災や枯草火災の防止にご協力ください。

※野焼きによる廃棄物の焼却は法律によって禁止されています。

※野焼きに関する問い合わせは環境課（☎23・5170）へ。

消防本部・消防署

☎24・1500
☎24・1119

新潟県交通災害共済の見舞金請求をお忘れなく

▼内容：交通災害に遭い「実治療日数7日以上の上通院」された新潟県交通災害共済の会員の方には、見舞金が支払われます。

▼申請方法：事故から1年以内に、会員証を持って、市役所3階市民活動支援課・高柳町事務所・西山町事務所へ。

◆令和4（2022）年度の新潟県交通災害共済会員を募集

▼申し込み：加入を希望する方は、各町内会経由で配布したパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。

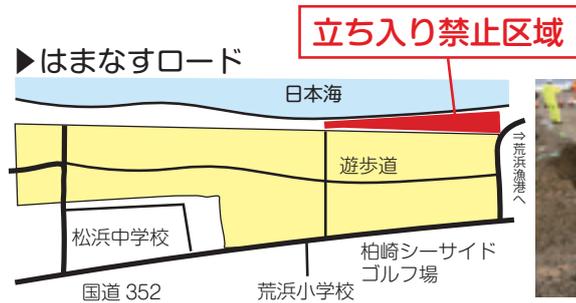


☎21・2272
☎22・5904

市民活動支援課

荒浜地内の海岸沿い通路の立ち入りを禁止します

▼内容：破損している護岸ブロックを修繕するため、令和6（2024）年3月末までの立ち入りを禁止します。



農林水産課

☎43・9131
☎24・7714

長岡地域振興局森林施設課

☎0258・38・2576
☎0258・38・2672